

## 第5章 委託等の状況



## 第5章 委託等の状況

### 5-1 関係地方公共団体等が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における協力・要請の方法及び内容

本事後調査においては、事後調査結果の妥当性を検証するにあたり、関係地方公共団体等が把握する大気質や騒音・振動、悪臭、水質及びダイオキシン類等に係る定期的調査及び継続モニタリングデータ等を活用する予定である。

これらのデータについては必要な段階で関係地方公共団体等により公表されたデータを取得する、あるいはデータ提供に係る申し入れを行う。

また、隣接する工業団地の事業については、造成工事の進捗や本事業の進捗も踏まえつつ、鳥取市等により適切な対策が講じられるよう定期的な協議を行うなど、鳥取市に対する協力を努めることとしている。これら環境保全措置の実施状況を明らかにするにあたり、鳥取市により講じられたこれらの対策に関して、情報の提供に係る申し入れを行う。

### 5-2 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合の実施主体の氏名及び実施主体との協力の方法

本事業の事業実施方針の検討の結果、事業者以外の者が建設主体や運営・管理主体となる場合には、環境影響評価書に記載した環境保全措置並びに事後調査等が確実に実施されるよう、事業実施の各段階（設計、建設、運営及び管理）において、以下の対応を行う。

- ・本組合と各実施主体との委託契約のなかで、環境影響評価書に記載される環境保全措置、事後調査等が確実に実施されるよう、その記載内容について契約書等に記載する。
- ・本組合が事業責任者として、各実施主体に対し、環境影響評価書に記載した内容について周知徹底を行い、十分な指導監督に努めるほか、その旨を鳥取県のほか必要に応じて鳥取市に報告する。

### 5-3 事後調査の全部又は一部の委託

本事業に係る事後調査については、その全部又は一部を建設コンサルタント会社等へ委託する計画である。

委託先等については未定であること、年度毎に委託先が異なる可能性があることから、委託先等については事後調査報告書において記載するものとする。

